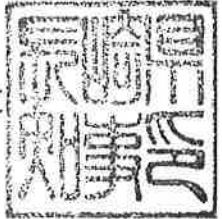


30若者第200号
平成31年2月18日

長崎県個人情報保護審査会
会長 池内 愛 様

長崎県知事 中村法道

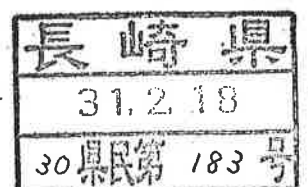


個人情報の取扱いについて（諮問）

このことについて、県外に進学した本県出身の学生の保護者に対して、知事からの手紙を送付することにより、本県へのUターン就職など学生の就職を支援することとしております。

つきましては、保護者への文書の発送のために、県内の各高校から保護者の住所情報を収集することについて、長崎県個人情報保護条例第7条第2項第8号の規定に基づき、別添事案に係る「個人情報の収集」について御審議いただきたいので、諮問いたします。

担当課：産業労働部若者定着課
川口（内5125）



諮問に係る事項

個人情報の本人からの収集の原則の例外に関する事項（第7条第2項第8号）

個人情報の収集課室所名	若者定着課
事務の名称	県外進学者への県内就職関係情報提供事務
事務の目的	県内高校を卒業し、他の都道府県の大学へ進学した学生の保護者に対し、「知事からの手紙」を送付し、県内就職への理解を深めてもらうとともに、卒業後の進路決定に当たり、県内就職に関する情報を提供することによって、Uターン就職も視野に入れた職業選択を支援する。
対象となる個人の類型	県内の私立高校を卒業し、県外4年制大学へ進学した生徒及びその保護者
目的外に収集する個人情報の内容	県内の私立高校を卒業し、県外4年制大学へ進学した生徒に関する以下の情報 1. 生徒の氏名 2. 保護者の氏名 3. 卒業時における保護者の住所
収集先	県内の私立高校
<p>収集の理由（収集する必要性、本人から提供を受けることが困難な理由等）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 県内高校を卒業し、県外大学へ進学した大学生に対し、県外では入手しにくい県内企業の求人等の就職情報を提供することは、若者の人口流出が顕著である本県において、若者の県内定着を促進させる公益性が認められる。 2. 県外へ進学した学生の保護者に「知事からの手紙」を送付するには、卒業した高校が保有する卒業時の個人情報（保護者の住所）の収集が、必要不可欠である。 なお、「知事からの手紙」では、学生本人へ県内の就職情報等を提供するために、情報提供を希望する学生本人の住所・氏名等を、本人又は本人から同意を得た保護者から収集する。 3. 県立高校、市立高校についても同様の取り組みを行なうが、県立高校については、県個人情報保護条例第7条第2項第5号、市立高校については、同項第6号の規定により収集できると解釈しており、条例に定めがない私立高校について、同項第8号の規定により収集したいので審査会に諮問するもの。 4. 当該事務にかかるスケジュール 4～5月 「知事からの手紙」発送（6/1 大学生採用選考開始までに発送） 5. 添付資料 岐阜県の実施例 	

「知事からの手紙」要領

長崎県若者定着課

1. 事業内容

本県の人口減少対策として、県内高校を卒業し他の都道府県の大学へ進学した学生に対し、卒業後の進路決定の際に本県へのUターン就職も視野に入れた職業選択を支援するために、学生の保護者へ「知事からの手紙」を送付することにより県内就職についての理解を深めていただくとともに、県内就職に関する情報を必要とする学生に対し、必要な情報を提供する。

2. 対象者 県外の4年制大学へ進学した本県出身の学生の保護者
(H30.3卒の高校生で県外大学進学者は、約3,500人(高校生全体の約28%))

3. 通知の方法 各学校長の文書に県知事の手紙を添え、保護者へ送付

4. 通知の時期 大学3年生の4月～5月
※ただし平成31年度は、大学2年生、4年生も含む

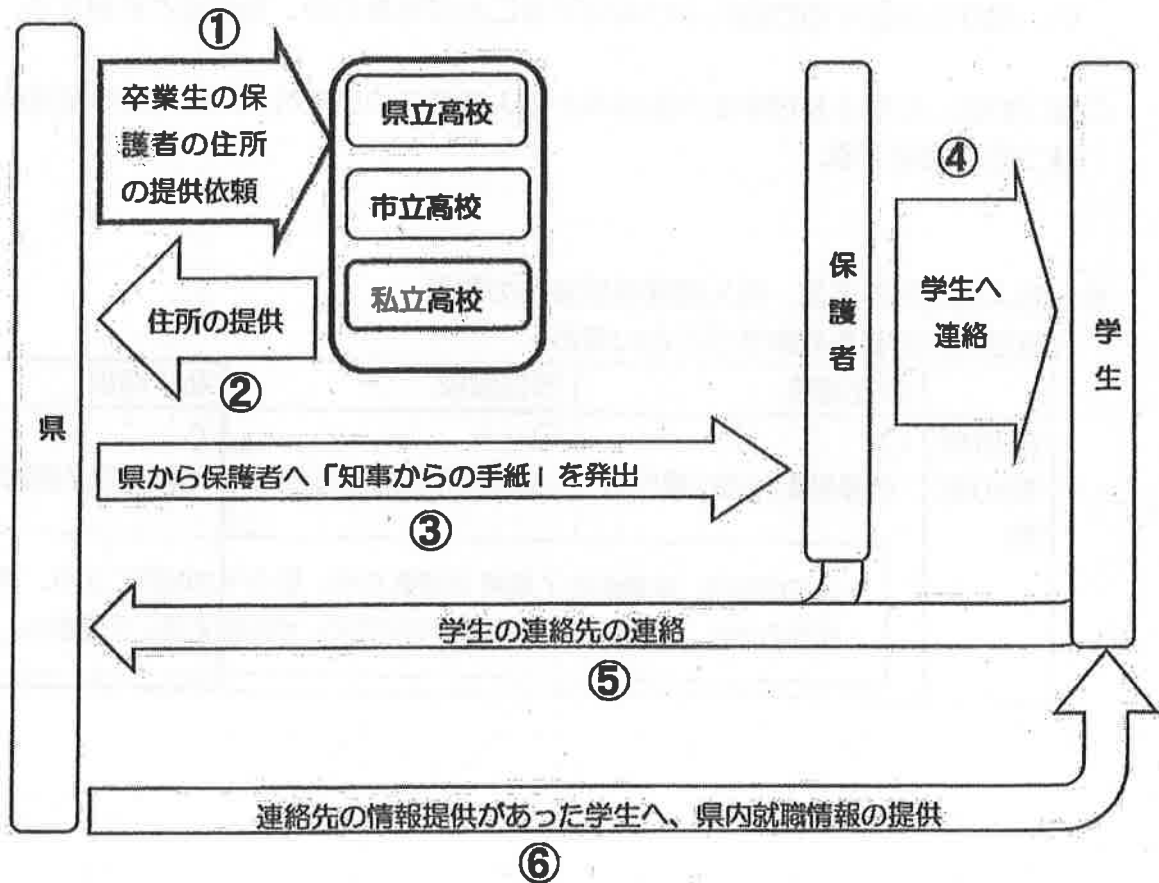
5. 収集する情報

・生徒及びその保護者の氏名及び保護者の住所

※「知事からの手紙」で、本人の同意を得て、生徒の氏名、進学大学・学部名、メールアドレス、電話番号を収集する。

6. 手順

- ①県から、各学校（県教育委員会、長崎市教育委員会）あて「知事からの手紙」の送付のため、卒業生の保護者の住所を提供依頼
- ②各高校から、生徒及び保護者の氏名、保護者の住所を提供
- ③県から、保護者へ「知事からの手紙」を発出
- ④保護者から学生へ連絡
- ⑤県内就職情報の提供を希望する学生については、学生又は学生の同意を得た保護者から連絡先等を県へ連絡
- ⑥連絡先の提供を受けた学生に対し、県から県内就職に関する情報を提供



7. 個人情報の取扱いについて

○県立高校については、高校が保有している住所情報の提供依頼を行い、提供された住所へ県から文書を送付する。

○市立高校についても、市及び市教育委員会へ趣旨を説明した上で、高校が保有している住所情報の提供依頼を行い、提供された住所へ、県から文書を送付する。

○私立高校については、各学校の住所情報の収集時の目的及び個人情報保護法の規定を確認した上で、公立高校と同様に、高校が保有している住所情報を提供してもらい、県から送付する方法により実施することが出来るか、各高校と検討する。

○県が収集した学生及び学生の保護者の個人情報については、県個人情報保護条例に基づき、管理する。

8. 個人情報保護条例、個人情報保護法との関係

(県が住所情報を収集することの可否)

	県立高校	市立高校	私立高校
住所情報の収集	○ (県条例第7条第2項5号)	○ (県条例第7条第2項6号)	△ (県条例第7条第2項8号)
<ul style="list-style-type: none"> ・公立の場合、県条例第7条第2項第5号、第6号の規定により、可。 ・私立の場合、条例に規定されていないため、今回審査会に諮るもの。 			

30教高第617号
平成31年2月19日

長崎県個人情報保護審査会
会長 池内 愛 様

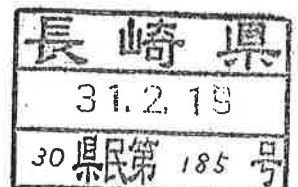
長崎県教育委員会
教育長 池松 誠



個人情報の取扱いについて (諮問)

このことについて、県内の県立高校を卒業し、県外の大学へ進学した卒業生の保護者に対して、知事からの手紙を送付することにより、本県へのUターン就職など学生の就職を促進することとしております。

つきましては、保護者への文書の発送のために、県立高校が保有する卒業生の保護者の住所情報を県に提供することについて、長崎県個人情報保護条例第8条第2項第8号の規定に基づき、別添事案に係る「個人情報の提供」について御審議いただきたいので、諮問いたします。



諮問に係る事項

個人情報の提供の制限の例外に関する事項（条例第8条第2項第8号）

個人情報の保有課室 所名	県立高校
主管課室名	高校教育課
事務の名称	県外大学進学者への県内就職関係情報提供事務
事務の目的	県内高校を卒業し、他の都道府県の大学へ進学した学生の保護者に対し、「知事からの手紙」を送付し、県内就職への理解を深めてもらうとともに、卒業後の進路決定に当たり、県内就職に関する情報を提供することによって、Uターン就職も視野に入れた職業選択を支援する。
対象となる個人の類型	県内の県立高校を卒業し、県外4年制大学へ進学した生徒及びその保護者
目的外に利用・提供する個人情報の内容	県内の県立高校を卒業し、県外4年制大学へ進学した生徒に関する以下の情報 ① 生徒の氏名 ② 保護者の氏名 ③ 卒業時における保護者の住所
提供の相手方	実施機関以外の県の機関（県若者定着課）
提供の理由（本人から提供を受けることが困難な理由等）	
<p>1 県（若者定着課）では、県内の人口流出の大半を占める若者の県内就職を進めるため、県内の高等学校を卒業し、県外大学へ進学した学生に対し、県内就職を考えるきっかけとしてもらうため、「知事からの手紙」を送ることとしている。</p> <p>2 「知事からの手紙」を送付するにあたり、県は、県外の大学に進学した学生の住所は把握していないため、高校卒業時の住所（保護者の住所）へ送付することで保護者及び本人へ取組の趣旨を伝えることとしているが、県立高校を卒業し県外の大学に進学した「生徒の氏名」、「保護者の氏名」、「保護者の住所」は、当該高校しか有しない情報である。</p> <p>3 県立高校においては、生徒の在学時に連絡・指導等に必要事項として個人情報を収集しており、その利用目的に本事業は含まれていない。しかしながら、学生の幅広い職業選択の機会の確保及び若年者の県内定着としての観点から、本事業に必要な限度で個人情報を提供することは公益に資すると考えられるため、長崎県個人情報保護条例第8条第2項第8号の規定により、県に提供することについて諮問するもの。</p>	

県立高校が保有する個人情報の提供について

1 県立高校が保有する個人情報（指導要録、連絡・指導等に必要な事項）

(1) 生徒に係る個人情報

氏名、生年月日、性別、現住所（在校中）

(2) 保護者に係る個人情報（指導要録、連絡・指導等に必要な事項）

氏名、現住所

※県立高校では、学校教育法施行規則第24条に基づく指導要録作成及び連絡・指導等に必要な事項として、本人から住民票、連絡先等を提出してもらっている。

※作成した指導要録は、学校教育法施行規則第28条の規定により20年間保存、その他の表簿は5年間保存している。

2 提供する個人情報

(1) 生徒に係る個人情報

平成27年度から平成30年度に県立高校を卒業し、県外の4年制大学へ進学した「生徒の氏名」（※条例第8条第2項第8号の規定に基づく提供）

※なお、平成31年度以降の卒業生に送付する場合は、当該生徒が高校在学中に生徒及び保護者の同意を得たうえで県に提供することとしている。

(2) 保護者に係る個人情報

上記(1)に係る「保護者の氏名」及び卒業時の「保護者の住所」

3 個人情報の提供先

長崎県若者定着課

4 高校が県に個人情報を提供する理由

(1) 公益上の必要性

- 県では、本県の人口減少対策として、県内の高等学校を卒業し、他の都道府県の4年制大学へ進学した学生・保護者に対し、卒業した高校の校長からの送付状を添えて「知事からの手紙」を送付し、県内就職への理解を深めてもらうとともに、大学卒業後の進路決定に当たり、県内の就職情報等を提供することによって、Uターン就職しやすい環境を整備し、幅広い職業選択の機会を支援することとしている。

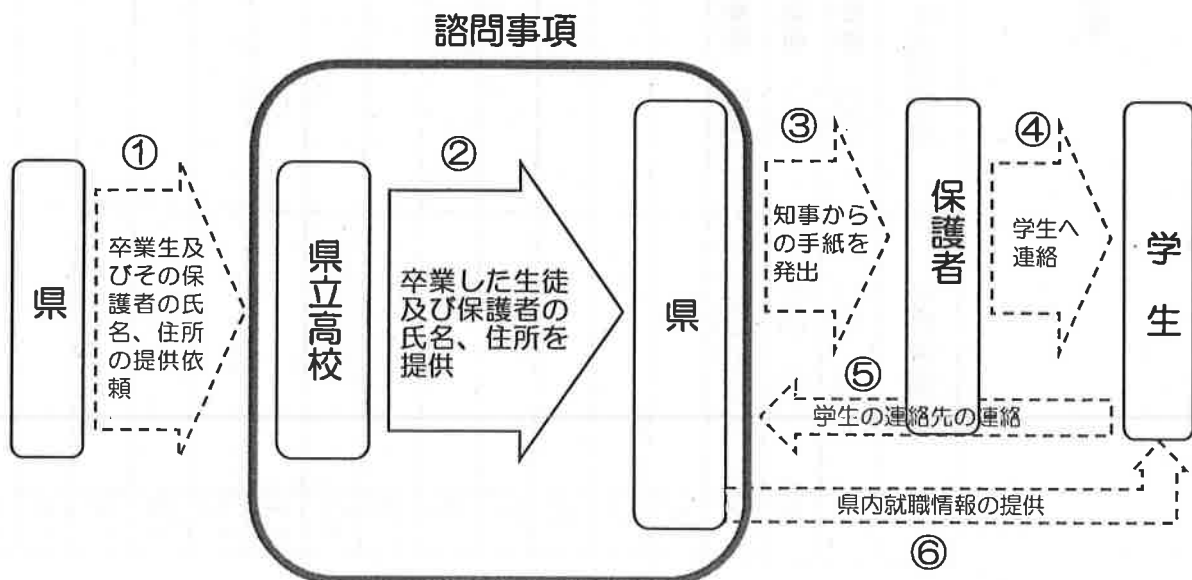
- これらの取組は、本県の喫緊の課題である人口減少対策として、若年者の県内就職促進及び県内定着に繋げる事務事業であり、公益性を有するものと考えられる。

(2) 県に個人情報を提供する必要性

- 高校を卒業し、4年制大学に進学した生徒及びその保護者の氏名、並びに保護者の住所に関する情報は、当該生徒が卒業した高校しか有しない情報である。
- したがって、県が知事からの手紙を送付する場合は、当該生徒が卒業した高校が有する情報を県に提供する必要がある。

5 手順

- ① 「知事からの手紙」の送付のため、県から県立高校長あてに卒業した生徒及びその保護者の氏名、住所を提供依頼
- ② 県立高校は、県に対し「生徒の氏名」、「保護者の氏名」、「保護者の住所」を提供（諮問事項）
- ③ 県は、校長の送付状を添えて保護者へ「知事からの手紙」を発出
- ④ 保護者から学生へ連絡
- ⑤ 県内就職情報の提供を希望する学生については学生又は学生の同意を得た保護者から連絡先等を県へ連絡
- ⑥ 連絡先を受けた学生に対し、県から県内就職に関する情報を提供



参考

平成〇〇年度進学者等名簿（平成〇〇年3月卒業者）

学校名：〇〇高等学校

	卒業者氏名	保護者氏名	郵便番号	住所
1	〇〇 〇〇	〇〇 ●●	111-1111	長崎市〇〇町〇〇-〇〇
2	〇〇 〇〇	〇〇 ●●	222-2222	長崎市〇〇町〇〇-〇〇
3	〇〇 〇〇	〇〇 ●●	333-3333	長崎市〇〇町〇〇-〇〇
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				